

循環型社会形成推進基本法

循環型社会づくりに向け、いろいろな法律が整備されました。
キーワードは、「排出者責任」と「拡大生産者責任」です。

「排出者責任」…ごみを捨てる人が、ごみに対し責任を持つ

- 例えば、○消費者は、ごみをきちんと分別する。
- 事業者は、ごみのリサイクルや適正処分を自らが行う。

「拡大生産者責任」…製品を製造する人や販売する人は、 製品がごみになった後まで一定の責任を持つ

- 例えば、○製造者は、リサイクル・処理しやすい製品を作る。
- 製品の特性によっては、使用後の引取りやリサイクルを実施する。

環境基本法

循環型社会形成推進基本法

廃棄物処理法

資源有効利用促進法

容器包装
リサイクル法

家電
リサイクル法

食品
リサイクル法

建設
リサイクル法

自動車
リサイクル法

小型家電
リサイクル法

グリーン購入法

各法の概要

廃棄物処理法：ごみの発生抑制と適正なリサイクルや処分を確保

資源有効利用促進法：ごみの発生抑制、リユース、リサイクルを推進

容器包装リサイクル法：容器包装の製造・利用事業者等に、分別収集された容器包装のリサイクルを義務付け

家電リサイクル法：家電製品の製造・販売事業者等に、廃家電製品の回収・リサイクルを義務付け

食品リサイクル法：食品の製造・販売事業者、レストラン等に、食品残さの発生抑制やリサイクル等を義務付け

建設リサイクル法：解体工事の受注者等に、建築物等の分別解体や建設廃棄物のリサイクル等を義務付け

自動車リサイクル法：自動車の所有者・関連事業者、メーカー等に使用済自動車のリサイクル等を義務付け

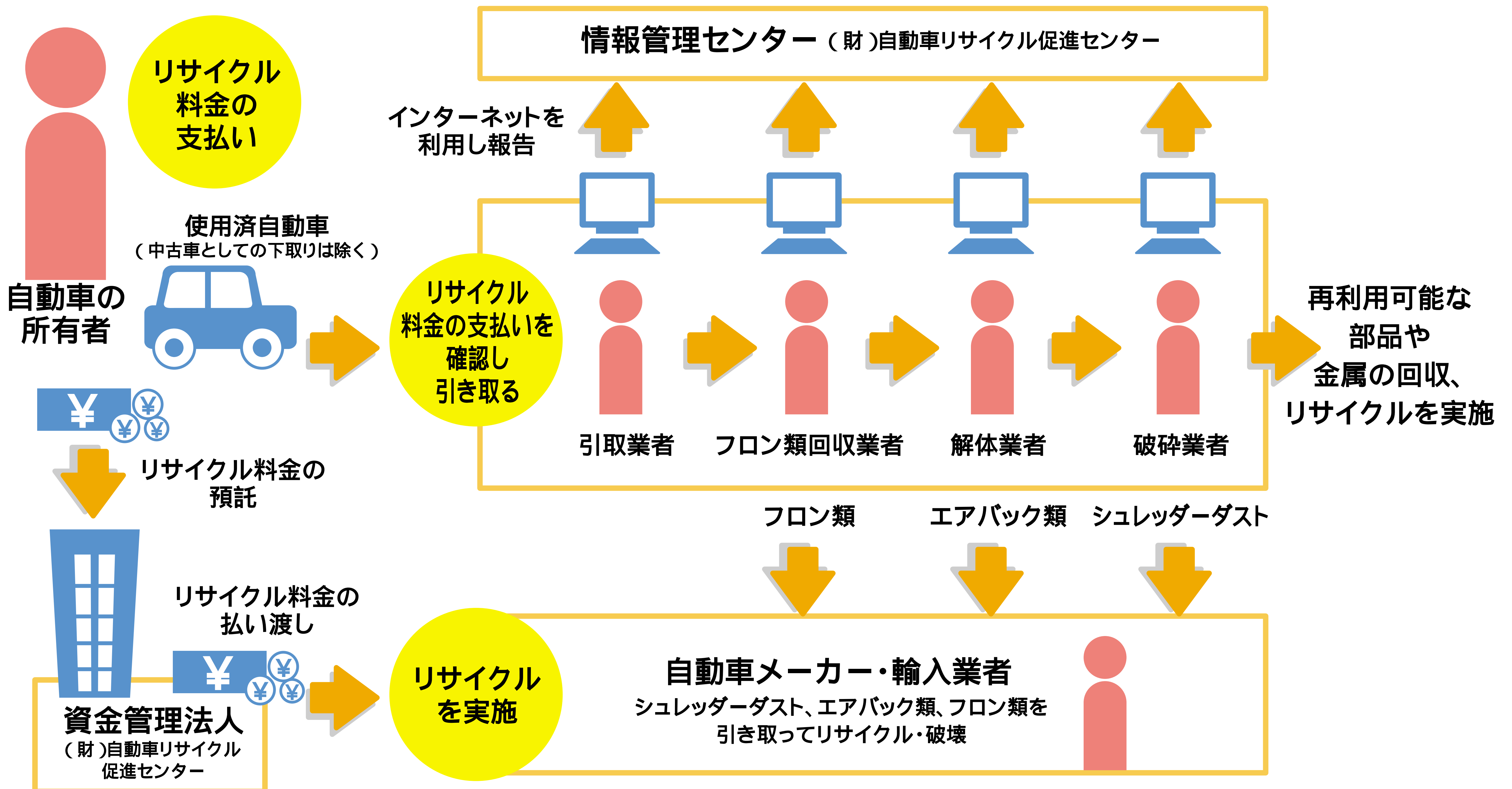
小型家電リサイクル法：使用済小型電子機器等（小型家電）の再資源化を推進

グリーン購入法：国等が率先して再生品等の調達を推進

自動車リサイクル法

年間約400万台発生する使用済自動車のリサイクル、適正処理を図ることを目的に自動車の所有者、関連事業者、自動車メーカー、輸入業者の役割を定めています。

法の仕組み



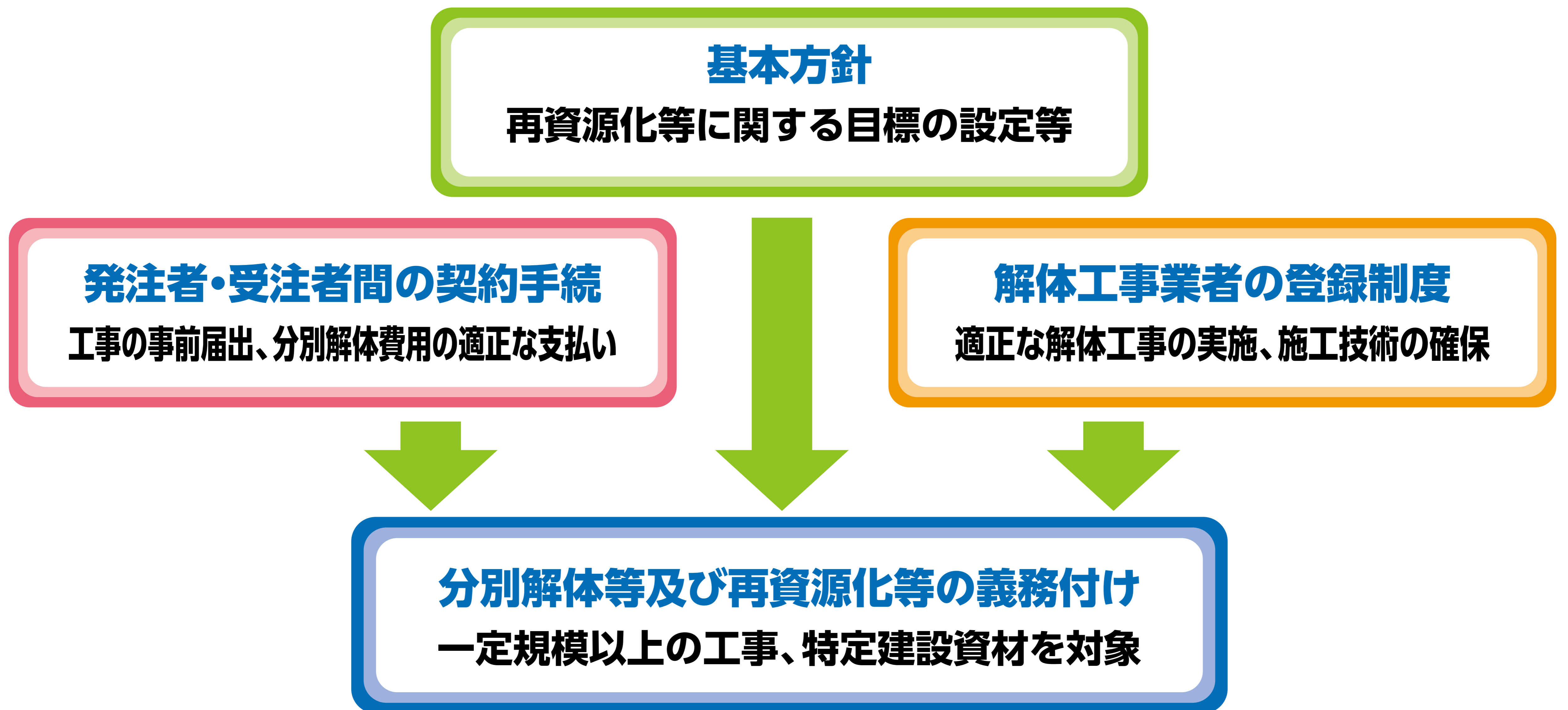
関係者の役割

関係者	役割
自動車所有者	リサイクル料金の支払い 自治体の登録を受けた引取業者への使用済自動車の引渡し
自動車メーカー・輸入業者	シュレッダーダスト、フロン類、エアバッグ類のリサイクル・適正処理 リサイクルしやすいクルマの設計・開発
関係事業者	
引取業者:自治体への登録制	最終所有者から使用済自動車を引き取る
フロン類回収業者:自治体への登録制	使用済自動車からフロン類を回収する
解体業者:自治体の許可制	使用済自動車を解体する
破碎業者:自治体の許可制	解体された使用済自動車をプレス・せん断、シュレッダー処理する

建設リサイクル法

全産業における資源利用量の約半分は、建設資材として利用されています。
また、最終処分(埋立処分)される廃棄物の約3割は、建設産業から排出されています。
たくさんの資源を使う建設産業においては、資源の有効な利用が強く求められています。

建設リサイクル法の概要



1 建物の新築・増改築等をされる方

分別解体に係る費用や再資源化にかかる費用は発注者(施工主)の負担となります。

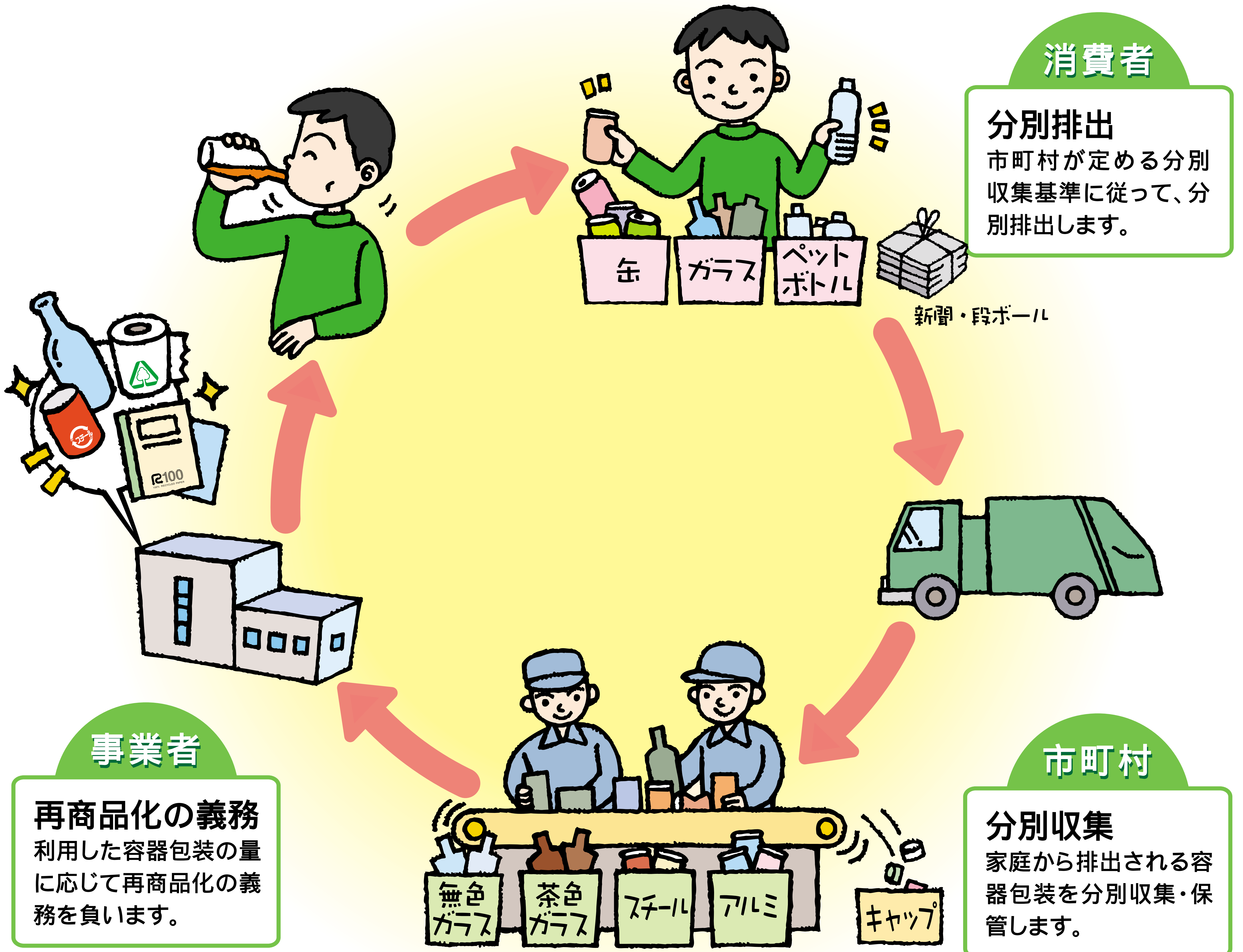
工事の種類	対象の規模
建設物の解体工事	床面積の合計が 80 m ² 以上
建設物の新築・増築工事	床面積の合計が 500 m ² 以上
建設物の修繕・模様替 (リフォーム等)	請負代金が 1 億円以上
その他の工作物に関する工事 (土木工事等)	請負代金が 500 万円以上

2 解体工事業を営む方

- 解体工事業者は宮城県知事への登録が必要です。
(土木、建築、とび・土工(平成31年5月31日まで)、解体(平成28年度から)の建築業許可業者は不要)
- 解体工事業者には、技術管理者の選任が義務付けられています。

容器包装リサイクル法

容器包装リサイクル法では、消費者、市町村、事業者の役割分担がはっきり決まっています。大切な資源を有効利用することで環境に付加の少ない循環型社会の構築を目指しています。



製品についている識別マークに注目してみよう

 <p>PET</p> <p>飲料・酒類・醤油用のPETボトル</p>	 <p>飲料・酒類用スチール缶</p>	 <p>飲料・酒類用アルミ缶</p>	 <p>プラスチック製容器包装 (飲料・酒類・醤油用のペットボトルを除く)</p>	 <p>紙製容器包装 (飲料・酒類用紙パックでアルミ不使用のもの及び段ボール製容器包装を除く)</p>
---	--	--	--	--

家電リサイクル法

消費者及び事業者

特定家庭用機器（家電4品目）廃棄物を適切に引き渡します。又、収集・運搬料金とリサイクル料金の支払いに応じます。



製造業者等

自らが製造等した特定家庭用機器（家電4品目）廃棄物を引き取り、家電リサイクル法に基づき定められた基準にのっとりリサイクルします。

小売業者

自らが過去に販売した特定家庭用機器（家電4品目）廃棄物、または買換えの際に、消費者から同種の特定家庭用機器（家電4品目）廃棄物の引き取りを求められた時はそれを引き取り、製造業者等に引き渡します。

リサイクル対象家電4品目

エアコン

テレビ

冷蔵庫

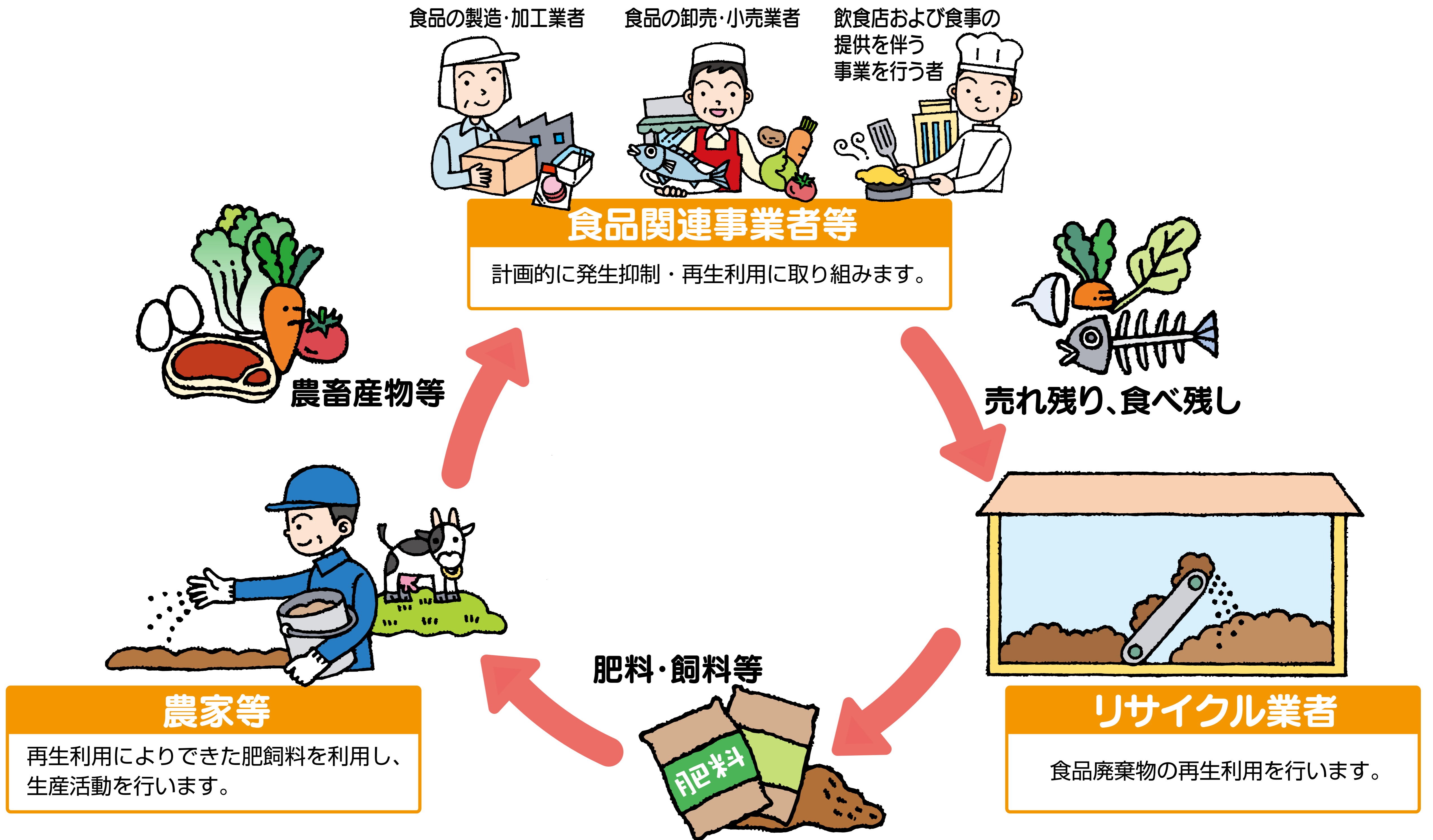
冷凍庫

洗濯機

衣類乾燥機

食品リサイクル法

食品廃棄物の発生を抑制し、食品循環資源の有効利用を促進することで、環境への負荷を軽減しながら持続的な発展ができる循環型社会の構築を目指しています。



平成31年度までに、食品廃棄物の再生利用率を次の値まで向上させることが目標です。
食品製造業：95% 食品卸売業：70% 食品小売業：55% 外食産業：50%

取り組みの優先順位

1 発生を抑制する

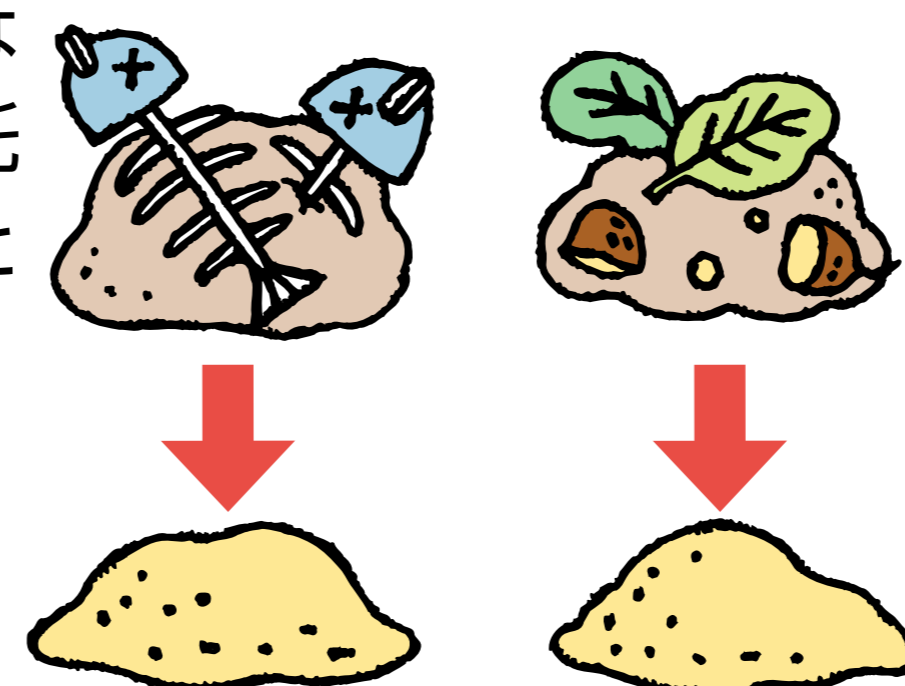
生産や流通過程の工夫、消費のあり方の見直しなどによって、食品廃棄物そのものの発生を抑制します。



2 再生利用する

食品廃棄物のうちで再資源化できるものは肥料や飼料、油脂や油脂製品、メタンの原材料として再生利用します。

(再生利用は第三者に委託して行うことも可能です)



3 量を減らす

再生利用できない場合等は、脱水・乾燥・発酵・炭化により減量を行い、廃棄処分を容易にします。



食品廃棄物の再生利用手法の優先順位を定めています。

①飼料化 ②肥料化 ③メタン化等①・②以外

その他

- 再生利用等の実施にあたっての生活環境の保全上の適切な措置の実施
- 食品廃棄物の発生量及び食品循環資源の再生利用等の実施量の適切な把握及び記録の実施

小型家電リサイクル法

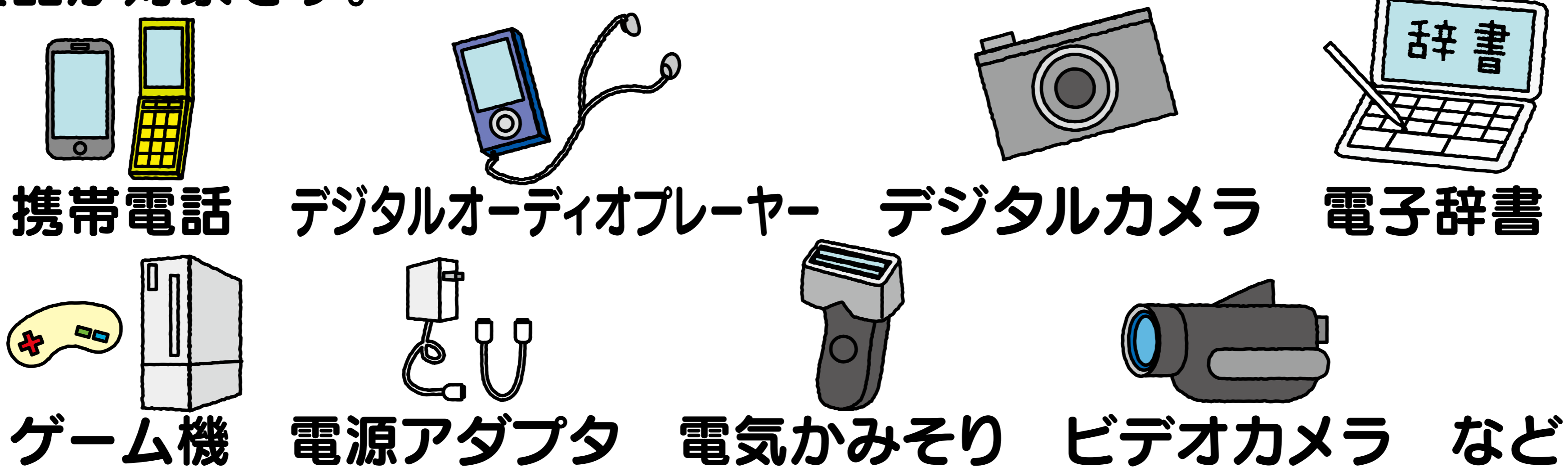
●小型家電リサイクル法とは

パソコン、携帯電話をはじめとする小型電子機器等(小型家電)にはさまざまな有用金属が含まれています。使用済み小型家電からこれらの金属を回収し、資源として有効に利用することを目指しています。

●小型家電リサイクル法の対象

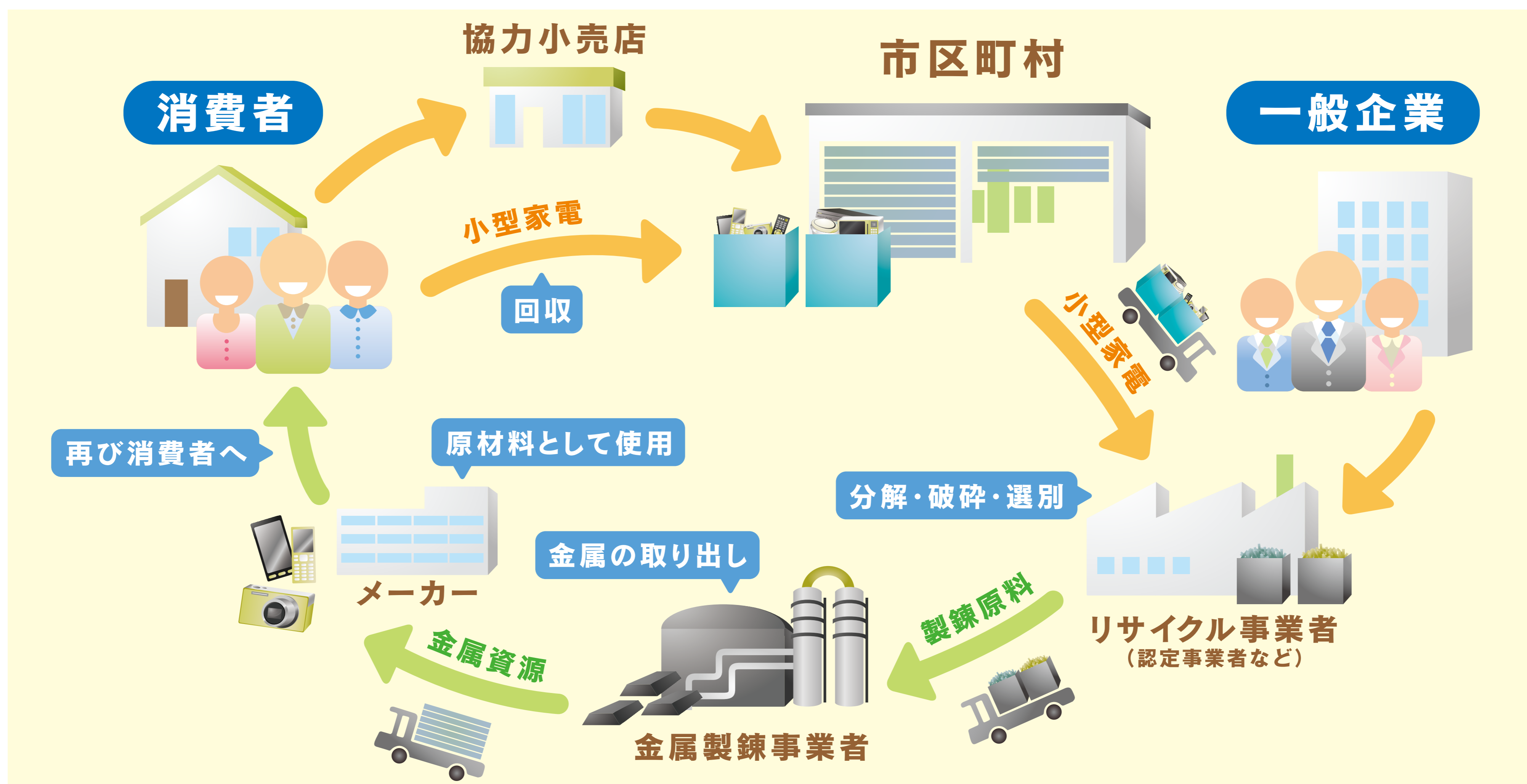
幅広い製品が対象です。

例



●小型家電リサイクル法の流れ

ボックス回収、ピックアップ回収、ステーション回収などの方法で小型家電を回収します。分解・選別などの処理を行い精錬された後、鉄やアルミ、金、銀、銅、レアメタルなどの金属資源として再生利用されます。



小型家電

このマークは、小型家電を回収している目印です。
このマークは、国の認定を受けたリサイクル事業者
又は、小型家電リサイクルに取り組む市町村しか使
用できません。

○詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

食品ロス削減推進法

「食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号)」とは

まだ食べられるのにも関わらず捨てられてしまう食品ロスを減らすため、国や事業者などが果たすべき責務を明確にし、食品ロス削減に関する基本方針や施策の基本となる事項などを定めています。

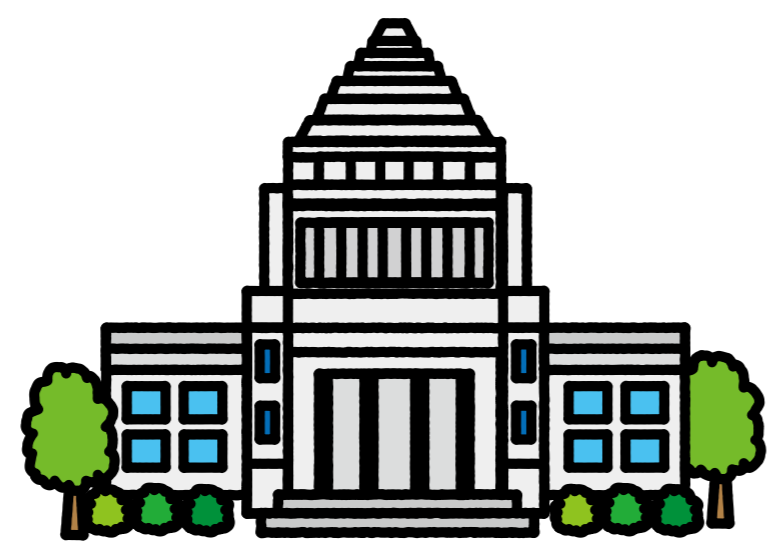
どうして食品ロスが問題なの？

世界には栄養不足状態の人々が多く存在しています。しかし、日本ではまだ食べることができる食品が日々、大量に捨てられています。また、食料の生産に使われたエネルギーが無駄となるため、食品ロスは資源を無駄にしているとともに、二酸化炭素の排出による地球温暖化など環境負荷の要因となります。



国・地方自治体・事業者の責務及び消費者の役割

国
食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定・実施する責務

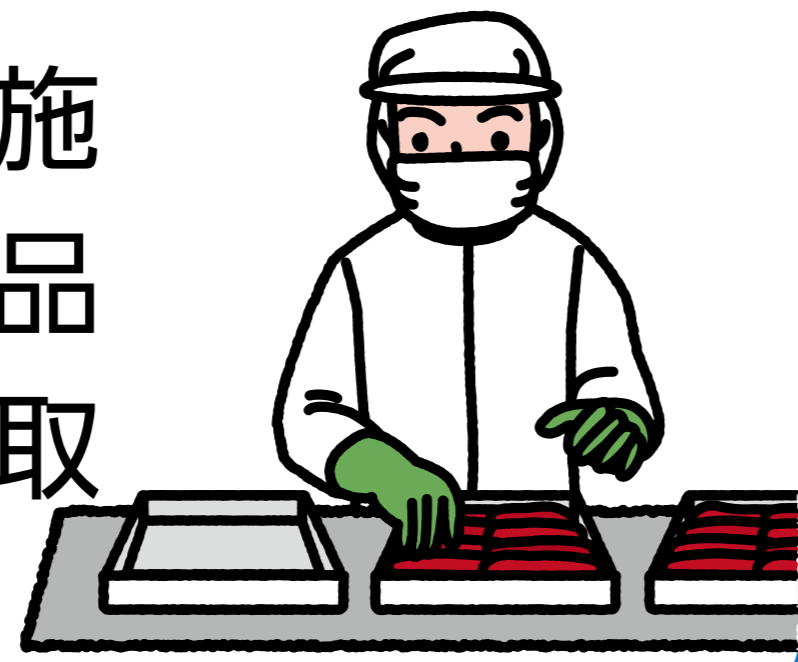


地方自治体
地域の特性に応じた施策を策定・実施する責務



連携協力

事業者
国・地方公共団体が実施する施策に協力し、食品ロスの削減に積極的に取り組むよう努める責務



消費者
食品ロス削減に理解と関心を深め、食品ロスの削減に自主的に取り組むよう努める役割



国・地方自治体の施策にはどんなことを定めるの？

- 1 消費者・事業者などに対する教育の振興
- 2 食品関連事業者等の取組に対する支援
- 3 食品ロスの削減に関する功労者に対する表彰
- 4 食品ロスの実態や食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- 5 食品ロス削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- 6 フードバンク活動に関する支援及び調査



10月は食品ロス削減月間

法律では、10月を「食品ロス削減月間」、同月30日を「食品ロス削減の日」としています。宮城県では、平成30年に10月30日を「みやぎ県民食べきりの日」として制定しました。

プラスチック資源循環法

令和4年4月1日から「プラスチック資源循環法」が施行されました。

プラスチックは、現代社会に不可欠な素材です。一方、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題など、様々な環境問題に対応していくために、プラスチック資源循環の促進等の重要性が高まっています。

この法律では、プラスチックのライフサイクル全般に関わる者として、国、自治体、事業者に加えて、消費者にも取り組みが求められています。

- 使い捨てプラスチック製品は、必要でないときは辞退しましょう。



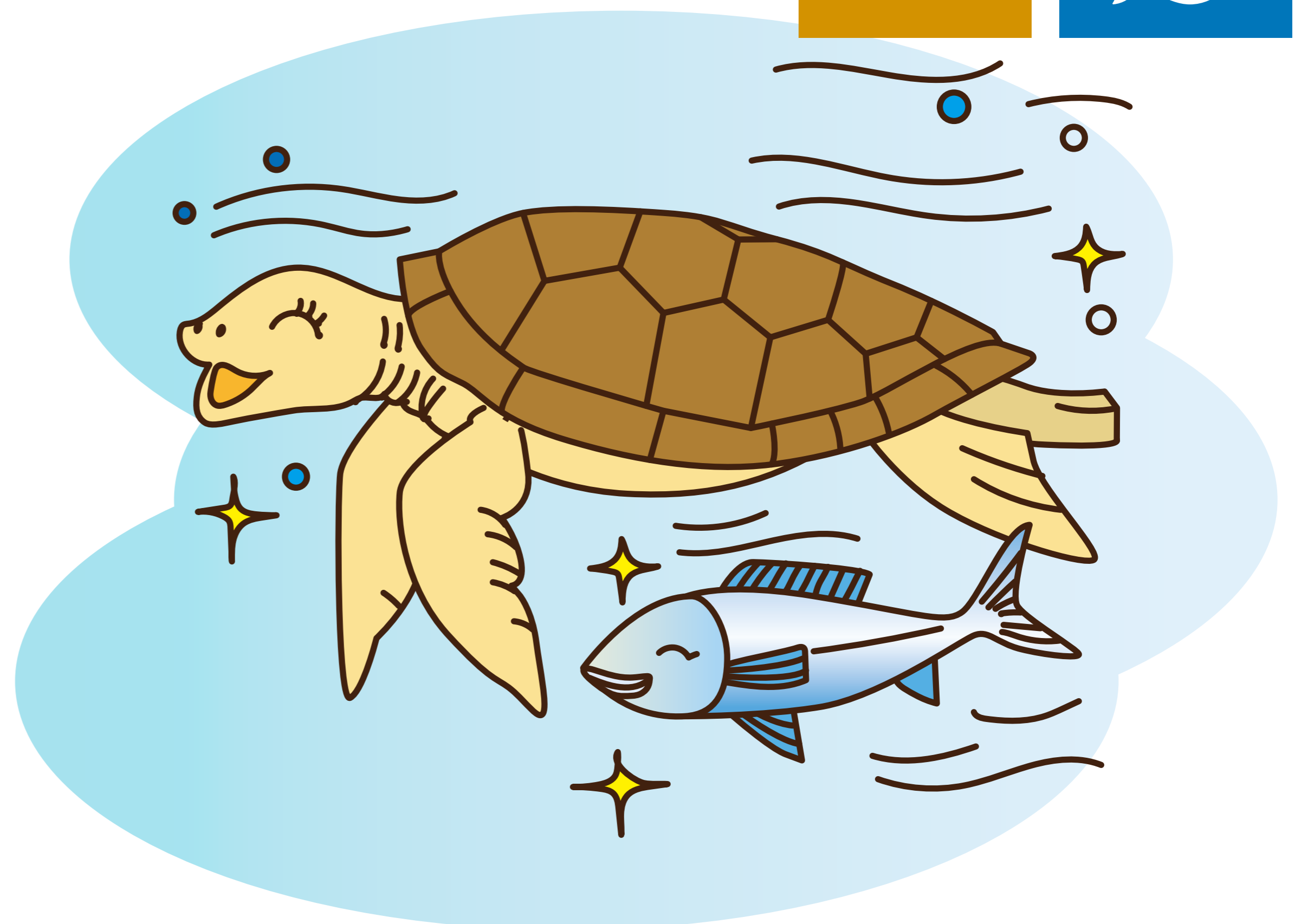
- リサイクルできる素材の製品や、繰り返し利用できるなど環境に配慮した製品を選択しましょう。



- ごみの分別収集、リサイクルに協力しましょう。



- 3R+Renewable! 日々の生活の中で「プラスチックは、えらんで、減らして、リサイクル」に、積極的な御協力をお願いします。



※市町村の定めるルールにしたがって分別してください。
※プラスチックゴミは、令和5年度から順次分別収集が始まります。